

許可番号 20545000082

破 碎 業 許 可 証

住 所 仙台市宮城野区扇町三丁目1番41号

氏 名 宮城第一メタル株式会社
代表取締役 菅原 志郎

使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日 令和 元年 8月 9日
許可の有効年月日 令和 6 年 6月30日

1. 事業の範囲

破碎処理（破碎前処理は含まない）

2. 許可の更新又は変更の状況

平成16年	7月	1日	新規許可
平成21年	7月	1日	更新許可
平成26年	7月	23日	更新許可
平成28年	7月	5日	変更届出（代表者の変更）による書換え
令和 元年	8月	9日	更新許可

3. 別に受けた許可に係る許可証の提出の有無 無

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(留意事項)

- 1 使用済自動車の再資源化等に関する法律並びに各種関連法規を遵守すること。
- 2 破砕業の用に供する施設の変更又は関係役員等の変更が生じた場合には、その日から30日以内に、その旨を破砕業変更届出書により仙台市長に届出すること。
- 3 破砕作業の安全管理には特段の配慮をすること。
- 4 施設の維持管理に留意し、清潔を保持すること。
- 5 破砕業の用に供する施設（1施設）

仙台市宮城野区扇町三丁目1番41号

宮城第一メタル株式会社